



令和4年6月30日

担当課	環境政策課 都市計画課
担当者	藤本 室谷
電話	(073) 435-1114 (073) 435-1228
内線	2685,2941

不許可処分等に対する損害賠償請求訴訟について

このことについて、次のとおり提訴がありました。

これに応訴し、対応してまいります。

- 1 事件名 和歌山地方裁判所 令和4年(ワ)第184号損害賠償請求事件
- 2 原告 和歌山太陽光合同会社
- 3 被告 本市及び和歌山県



【位置図】

4 訴状の概要

原告は、本市楠見地区内で太陽光発電事業を計画していたが、当該事業に対し、本市及び和歌山県が行った不許可等の処分が違法であると主張しています。

本市及び和歌山県の共同不法行為により損害を被ったとし、国家賠償法第1条第1項に基づき、10億円等の支払いを求めているものであります。

上記の旨を記載した訴状が、令和4年5月20日に和歌山地方裁判所に提出され、令和4年6月6日に本市に到達しました。

なお、第1回口頭弁論期日は、令和4年7月15日となっています。

5 原告が違法と主張する不許可処分等

権限	処分日	法令等の名称	処分内容
市	令和2年7月9日	和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	不許可
県	令和3年1月8日	和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例	不認定
県	令和3年1月8日	森林法（林地開発行為の許可申請）	不許可
市	令和3年1月15日	宅地造成等規制法	不許可

6 本市の対応

本市は許可申請に対し、慎重に審査を行い、適切に判断を行っていますので、本市の処分に違法性はないと考えています。

今後については、訴状における原告の主張を精査・検討の上、適切に対応してまいります。